

In transition

The latest on IFRS 9: Impairment implementation

pwc

No. INT2015-03
15 December, 2015

移行リソースグループがIFRS第9号の減損に関する 適用上の論点を議論 —ITGが3回目の会議を開催

要点

2015年12月11日に開催された会議において、金融商品の減損に関するIFRS移行リソースグループ(ITG)は、国際財務報告基準(IFRS)第9号の新たな減損に関する基準に関連する適用上の論点を引き続き議論しました。議論された論点の一部は、将来予測的な経済シナリオの織り込み、リボルビング信用枠について予想信用損失を測定するための適切な期間の決定、信用補完および債務不履行時の貸出金の売却から生じる期待キャッシュ・フローを予想信用損失の測定への織り込み、に関連したものでした。

IFRS移行リソースグループの背景

.1 ITGは、2014年7月のIFRS第9号「金融商品」(完全版)の公表を受けて、新たな減損に関する要求事項から生じる適用上の論点について、利害関係者を支援する討議の場として、国際会計基準審議会(IASB)によって創設されました。金融商品の減損に関する新しい予想信用損失モデルは、現行の実務を抜本的に変更するものであり、そのため、適用上の観点およびシステム上の観点から、特に金融サービスセクターに、重要な影響を与えることとなります。

.2 全体として、ITGの目的は、「新しい減損の要求事項を適用する際に生じる利害関係者の論点について、意見を募り、分析および討議すること」、「適用上の論点をIASBに提供し、こうした論点に対処するために必要となる対応があればIASBがそうした対応を決定するのを助ける」、ならびに「利害関係者が他社の適用事例から新しい減損の要求事項について学ぶための公開討議の場を提供すること」です。会議の間にITGメンバーは、論点について彼らの見解を共有する予定です。しかし、ITGがガイダンスを公表することはありません。それぞれの論点についてどのような対応を(必要に応じて)取るべきかを決定するのはIASBとなります。

.3 ITG会議で議論された論点に関する追加的な背景情報は、IASBウェブサイト¹でご覧いただけます。

¹ <http://www.ifrs.org/About-us/IASB/Advisory-bodies/ITG-Impairment-Financial-Instrument/Pages/Home.aspx>

IFRS移行リソースグループの議論のハイライト

議論された論点の概要

.4 会議では10項目のアジェンダが議論されました。会議に提出されたすべての論点について概ね合意に達しており、したがって、議論された論点についてさらなる措置は見込まれません。第3回会議で議論された論点の概要を、以下の表にまとめます。

日付	ITG アジェンダ 参照番号	議論されたトピック
2015年 12月11日	1	将来予測的な経済シナリオの織り込み
	2	リボルビング信用枠について予想信用損失を測定する期間を決定する上での要求事項の範囲
	3	クレジットカードの予想信用損失の測定
	4	リボルビング信用枠について予想信用損失を測定する期間
	5	担保およびその他の信用補完からのキャッシュ・フローを予想信用損失の測定に含めること
	6	貸出金の債務不履行時の売却から期待されるキャッシュ・フローを予想信用損失の測定に含めること
	7	予想信用損失を割引く上での実効金利の意味
	8	満期が12か月未満である金融資産の信用リスクの著しい増大の評価
	9	償却原価で測定した信用が減損している金融資産の損失評価引当金の測定
	10	貸借対照表の本体での損失評価引当金の表示

2015年9月ITG会議のアップデート

.5 2015年9月会議において、ITGは、企業がこれまでに契約上の信用枠を超過する信用を提供する慣行を有している場合、契約で合意した金額を超過する(クレジットカードなどの)リボルビング信用枠の将来の引出額を見積もることができるか否かについて検討しました。ITGは、IFRS第9号の契約条件の例外は契約上の期間のみに関連するものであり、契約上の信用枠まで拡大して適用できないことを確認しました。ただし、ITGメンバーが指摘した会計処理と信用リスク管理の実務との間に相違が生じる可能性を考慮して、IASBスタッフは、この論点をIASBに提起することに合意しました。

.6 この論点は、2015年10月のIASB会議に提起されました。IASBはこの論点に留意し、IFRS第9号の要求事項は明確であると結論付けました。IASBはさらなる措置をとらないことを決定しましたが、ITGの懸念事項に留意しました。

2015年12月ITG会議で議論されたトピックス

将来予測的な経済シナリオの織り込み

.7 本アジェンダ・ペーパー(以下「本ペーパー」)は、ITGに対して、企業は複数の将来予測的な経済シナリオを予想信用損失の測定に織り込むことが要求されるか否か、また要求される場合、複数の将来予測的な経済シナリオをどのように予想信用損失の算定に織り込むのかについて、その見解を示すよう求めました。さらに、本ペーパーは、将来予測的なシナリオを信用リスクの著しい増大の評価にどのように織り込むべきかについて、ITGに見解を示すよう求めました。

.8 ITG は、IFRS 第 9 号の主要な目的として、予想信用損失の測定は一定範囲の結果によって算定される偏りのない確率加重金額を反映すべきであることを再確認しました。したがって、生じ得る異なる将来予測的な経済シナリオとそれに関連する信用損失の間に非線形の関係がある場合、単一の将来予測的な経済シナリオはこの目的を完全に満たしません。このような状況では、予想信用損失を算定する場合、一定範囲の生じ得る結果を表す複数の将来予測的な経済シナリオを用いるべきです。

.9 予想信用損失の測定に織り込むべき適切な将来予測的な経済シナリオを決定する際に、企業は、さまざまな情報源から入手した情報を検討しますが、企業が使用する将来予測的な情報は合理的で裏付け可能な情報であることを確保する必要があります。これが、予想信用損失の測定の企業自身の考えの基本となります。

.10 同様に、ITG は、信用リスクの著しい増大を評価するにあたり、将来予測的な経済シナリオは、生じ得る異なるシナリオとそれに伴う債務不履行の発生リスク(当初認識以降の信用リスクの変動に影響を与える)との関係の非線形を反映させなければならないと指摘しました。したがって、もし複数の将来予測的な経済シナリオが予想信用損失の測定値に目的適合性があるとすれば、その同じシナリオは、信用リスクの著しい増大の評価にも目的適合性がある可能性があります。しかし、ITG は、予想信用損失の測定に目的適合性のある将来予測的な経済シナリオが必ずしも常に、信用リスクの著しい増大の評価に目的適合性のあるシナリオの直接的なマッピングではないと指摘しました。

.11 ITG は、IFRS 第 9 号の測定の目的が満たされていることを条件に、IFRS 第 9 号は、予想信用損失の特定の算定方法、または信用リスクの著しい増大の特定の評価方法を規定していないと指摘しました。信用損失の著しい増大を評価する際の適切なアプローチには、定性的アプローチ、統計および統計以外の定量的アプローチ、またはこれらのアプローチの組み合わせが含まれている可能性があります。予想信用損失を測定するにあたり多くの方法を用いることができますが、使用する方法は、異なる将来予測的な経済シナリオと、それに関連する信用損失の間の非線形的な関係を反映しなければなりません。

.12 ITG は、複数の将来予測的な経済シナリオは、減損について評価される金融商品に目的適合性のある合理的で裏付け可能な将来予測的な情報を、過度の費用または労力をかけずに入手可能かどうかに影響されることを強調しました。

.13 最後に、ITG は、この領域の判断を伴う性質を考慮して、将来予測的な経済情報が予想信用損失の決定において、どのように織り込まれているかに関して、財務諸表上で開示する重要性を強調しました。

.14 PwC の見解: 企業は、将来予測的な経済情報を入手するにあたり、異なるアプローチを有することになります。多くの企業は社内のエコノミストを使いますが、社外から情報を入手する企業もあれば両方を組み合わせて用いる企業もあります。いずれのアプローチを採用するにしても、企業は、過剰な費用または労力をかけずに入手可能な、すべての目的適合性のある合理的で裏付け可能な情報を検討する必要があります。さらに、社内の予算および予測、公正価値評価、のれんの減損の目的で使用されるその他の情報源とともに、予想信用損失の測定で用いられる将来予測的な経済データの首尾一貫性を考慮しなければなりません。企業は、異なる情報源から得た情報に相違がある場合、どのような場合に、どのような理由で、そのような相違が生じたかを理解しておかなければなりません。

.15 PwC の見解: 将来予測的な情報ならびに予想信用損失の算定および信用リスクの著しい増大の評価で用いる方法は、報告企業の先進性、そのシステム、満期など特定の金融商品やポートフォリオの性質によって異なります。IFRS 第 9 号の測定の目的を満たす、基礎事例に対する確率加重アプローチ、および補正アプローチは、ともに予想信用損失の算定に将来予測的な情報を織り込む適切な方法です。

リボルビング信用枠

.16 ITG は、リボルビング信用枠の予想信用損失の測定に関する以下の 3 つのペーパーについて議論しました。

- (a) リボルビング信用枠について、予想信用損失を測定する期間を決定する上での要求事項の範囲
- (b) クレジットカードの予想信用損失の測定
- (c) 予想信用損失を測定する期間

リボルビング信用枠について予想信用損失を測定する期間を決定する上での要求事項の範囲

.17 本ペーパーには、一般に、リボルビング当座貸越、変動・固定金利の貸出金、または割賦住宅ローンを含む多様な方法で顧客によって引き出し可能な定額信用枠など、多目的の取り消し可能な信用枠の例が含まれていました。本ペーパーは、リボルビング信用枠などの未使用部分と使用部分を含むローン・コミットメントの測定期間に関する IFRS 第 9 号第 5.5.20 項の特定の要求事項の適用範囲に含まれるための、金融商品の特性が該当することを求める要求事項に関して、ITG に見解を示すよう求めました。これらの特定の要求事項の適用範囲に含まれる信用枠は、予想信用損失を企業が信用リスクに晒される期間にわたり測定しなければならず、たとえ当該期間がすべてのその他の金融商品について、最長の契約期間を超えて延長される場合であっても、予想信用損失は信用リスク管理行動によって緩和されません。当該期間は、予想信用損失が決定される信用枠についての将来の予想引出しを見積るために使用されます。

.18 ITG は、金融商品がこれらの要求事項の適用範囲に含まれるためには、次のような特性のすべてを備えていることが要求されると指摘しました。

- (a) 貸出金と未使用コミットメントの両方の部分を有する能力
- (b) 貸手が同一条件で((回収期間を除き)使用と未使用の両方の部分について、信用リスクに晒された同様の期間となるよう)貸出金部分の返済を要求し、未使用コミットメントの部分を解約できる契約上の能力
- (c) 上記にもかかわらず、信用損失に対する貸手のエクスポージャーは、契約上の通知期間に制限されない(貸手は、いずれか遅い時点(例えば、延滞情報が入手可能になったとき)まで、情報にアクセスできないため)。

.19 ITG は、上記の要求事項を満たすため、金融商品は通常、以下の特性を有すると指摘しました。

- (a) 固定された期間または返済の仕組みがなく、通常、契約上の解約期間が短い。
- (b) 契約を解約する契約上の能力が、当該金融商品の通常の日常的な管理においては執行されず、契約が解約される可能性があるのは、企業が当該信用枠のレベルでの信用リスクの増大に気付いた時だけである。
- (c) 集合的なベースで管理されている。これは、ひとつのキャッシュ・フローとして集合的に管理されている使用部分と未使用部分、および、集合的に管理されているポートフォリオの金融商品、という両方の観点からの場合があり得る。

.20 ITG は、信用枠の管理方法も含め、金融商品のすべての特性を評価しなければならないと指摘しました。ただし、

- (a) 固定された期間(例:5年)を有しているものの、未使用および使用部分は依然として貸手によって理由なく直ちに取消可能である信用枠は、IFRS第9号第5.5.20項の適用範囲に含まれることを妨げられない。
- (b) 直ちに取消可能であるが、いったん引き出せば期間が固定(例:5年ローン)となり、貸手は常に返済を要求できない信用枠は、IFRS第9号第5.5.20項の適用範囲に含まれる条件を満たさない。

.21 ITG は、本ペーパーで概略されているような合算された信用枠について、適切な会計単位を決定することが重要であると指摘しました。いくつかの異なる商品が、ひとつの契約の中でパッケージになっているからといって、必ずしもそれが、ひとつの会計単位として一緒に会計処理すべきということの意味するわけではありません。

.22 PwC の見解: 契約条件の実質を決定するために判断が要求されます。たとえば、リボルビング信用枠が直ちに取消し可能であるものの、貸手は、いったん引き出されれば数年ではなく短期間(例:1か月)の返済を要求できない場合には、信用枠の全体としての特性はIFRS第9号第5.5.20項の適用範囲に含まれるための、上記に概略されている条件を満たす可能性があります。

クレジットカードの予想信用損失の測定

.23 本ペーパーには、銀行が個人客に対して発行する、書面による契約条件に含まれる絶対的な限度額を設定していないクレジットカードの設例が含まれています。銀行は、売上時点と同時に請求額を承認します。銀行はその裁量でカードを無効にすることができますが、残高については依然として月末が支払期日となっています。本ペーパーは、予想信用損失を測定する際に、契約限度額が設定されていないクレジットカードの将来の引出を考慮に入れるべきか否かに関して、ITGに見解を示すよう求めています。

.24 ITG は、示された特定の事実パターンにおいて、顧客がカードを使用するたびに貸手が借入を承認し、銀行がその裁量を行使する場合、各取引が承認されるまでローン・コミットメントは存在しない、という見解を示しました。このような状況において、予想信用損失は、報告日現在の使用金額のみについて算定されます。

.25 PwC の見解: 貸手が事前ではなく実質的に取引ごとに引出を承認しているかを検討する際に、判断が必要になります。例えば、このような承認は、一定限度額までは自動的に行われる可能性があります。そのような状況では、特定の事実および状況に基づき、契約上の限度額は存在しないのか、あるいは契約上黙示の限度額が存在するのか、そして存在する場合、その金額はいくらかを決定するのは判断の問題となります。未行使コミットメントがゼロではなく、契約上の限度額が存在すると決定した場合、信用枠の特性が、リボルビング信用枠のIFRS第9号第5.5.20項の適用範囲に含まれるための条件を満たしているか否かについて、検討する必要があります。

リボルビング信用枠について予想信用損失を測定する際に検討すべき最長の期間

.26 IFRS 第 9 号第 5.5.20 項の適用範囲に含まれるリボルビング信用枠という文脈において(すなわち、予想信用損失を企業が信用リスクに晒される期間にわたり測定し、当該期間が最長の契約期間を超えて延長される場合であっても、予想信用損失は信用リスク管理活動によって緩和されない場合)、本ペーパーは、以下についての見解を示すよう、ITG に求めました。

- (a) 予想信用損失を測定する際に検討すべき最長の期間の開始時点の決定方法
- (b) 予想信用損失を測定する際に検討すべき最長の期間の終了時点の決定方法、および、特に、「予想信用損失が信用リスク管理活動によって緩和されない」期間が意味すること

.27 最初の論点に関して、ITG は、すべての金融商品について予想信用損失を測定する際に検討すべき期間の開始日は報告日であると指摘しました。

.28 2 番目の論点に関して、リボルビング信用枠の測定の終了時点を決める場合、ITG は、以下のよう
な指摘を行いました。

- (a) 企業は、法的および運用上、企業にとって利用可能なすべての信用リスク管理活動ではなく、企業が行うと予想される通常の信用リスク管理活動を考慮に入れなければならない。企業が行うと予想される信用リスク活動の決定は、企業のプロセス、ならびに企業の通常のリスク管理活動の過去、現在、将来の予想に関する合理的で裏付け可能な情報に依存することになる。
- (b) 事後的に回復する可能性のある資産の以前に引き下げられた限度額を復活させるなど、予想信用損失が信用リスク管理活動によって緩和されない期間を超えて、貸手の管理下にある将来の活動を考慮することにより、測定期間を延長することはできない。2015 年 4 月、ITG は、資産の債務不履行の発生可能性および回復について検討した。その後の議論において、債務不履行時の予想エクスポージャーを決定する目的のための測定期間には、債務不履行後の事後的な回復は考慮されないことを明確化した。
- (c) 信用損失を緩和するために行われる信用リスク管理活動は、信用リスクに対する企業のエクスポージャーを終結させる活動に制限されない。
- (d) 企業が、組成時に行ったものと少なくとも同じ程度に徹底して定期的なレビュー・プロセスを実施しており、企業の通常の事業慣行がこのレビュー・プロセスの一環として信用リスク管理活動を行うことである場合、最長の測定期間はこの時点を超えて延長すべきではないと考えることが適切であろう。ITG は、レビュー・プロセス自体よりも目的適合性があるのは信用リスク管理活動であると強調した。

.29 さらに、ITG は、企業のリスク管理活動の予想を考慮して、信用リスクの特性に従いポートフォリオを適切に区分することが重要であると指摘しました。例えば、借手が契約上要求される最低限の金額を毎月支払っているステージ 2 のクレジットカード・ポートフォリオについて、企業は信用リスク管理活動を実施しない可能性があります。したがって、そのようなクレジットカードは、信用リスク管理活動を行う契機になる何度か毎月の支払を行わないと見込まれるステージ 2 のクレジットカードよりも、長い測定期間の設定が適切となる場合があります。

.30 最後に、ITG は、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」によって要求されるように、IFRS 第 9 号の減損に関する要求事項を適用するために用いたインプット、仮定、および見積手法を開示する必要性を強調しました。

.31 PwC の見解: ITG は、企業が未使用信用枠を直ちに引き出す能力を有していることを指摘しました。しかし、引出額の即時返済を要求することは困難である可能性があり、実務においては、信用リスク緩和活動後に引出残高を回収するには幾分時間がかかる場合があります。この回収期間におけるキャッシュ不足は、予想信用損失を測定する際に考慮されます。しかし、このような回収期間は、将来の引出額の見積りにおいて、債務不履行時のエクスポージャーの金額を算定するために使用されません。

予想信用損失の測定におけるキャッシュ不足額の見積り

.32 2つのペーパーは、以下に関するキャッシュ・フローを予想信用損失の測定におけるキャッシュ不足の見積りに含めなければならないかを検討しています。

- (a) 担保およびその他の信用補完
- (b) 貸出金の債務不履行時の金融資産についての予想売却額

担保およびその他の信用補完によるキャッシュ・フローの予想信用損失の測定への織り込み

.33 本ペーパーは、金融保証など、企業が区分して会計処理していない担保およびその他の信用補完から生じるキャッシュ・フローを、関連する金融資産の予想信用損失を測定する際に期待キャッシュ・フローに含めるべきか否かに関して、ITG に見解を示すよう求めています。

.34 ITG は、金融資産の契約条件に対し不可分であり、区分して会計処理されない担保およびその他の信用補完からの期待キャッシュ・フローは、予想信用損失の測定に際して考慮しなければならないという見解に概ね合意しました。これは、IFRS 第9号の信用損失の定義に整合しています。ITG は、このようなアプローチは、信用補完を、金融資産の条件に明示的に含まれる信用補完に制限しないことに留意しました。

.35 ITG は、担保およびその他の信用補完が金融資産の契約条件の必須要素か否かを決定するために判断が求められると指摘しました。

.36 区分処理される担保およびその他の信用補完からのキャッシュ・フローは、同じキャッシュ・フローを重複して計算することを避けるために、予想信用損失の測定に含めるべきではありません。

.37 PwC の見解: PwC は、企業の信用リスク管理および企業の見積キャッシュ不足額を減らすための担保やその他の信用補完を保有する経済性をより密接に反映するため、この広い範囲の解釈を歓迎します。金融資産の組成後のいずれかの時点で入手した信用補完が金融資産の契約条件の一部を成す必須要素であるとみなされ、区分処理されない場合には、金融資産の予想信用損失の測定に含めることができます。

貸出金の債務不履行時の売却により生じると見込まれるキャッシュ・フローの予想信用損失の測定への織り込み

.38 本ペーパーは、債務不履行時の金融資産の第三者への売却により回収されると見込まれるキャッシュ・フローを予想信用損失の測定に含めることができるか否かに関して、ITG に見解を示すよう求めています。

.39 ITG は、生じ得る信用損失または債務不履行のシナリオの予想信用損失の測定への織り込みを検討するにあたり、企業の回収プロセスの一環である金融資産の売却から見込まれる見積キャッシュ・フローを含めることができることに、概ね合意しました。売却費用控除後のこのようなキャッシュ・フローは、債務不履行時損失率の基礎にすることができます。例えば、企業が、資産の売却を通じて債務不履行時に金融資産の30%を回収すると見込んでいるものの、資産を手許に置いた場合に25%のみを回収するのであれば、債務不履行時損失率は75%ではなく70%になるでしょう。

.40 これは、ステージ1、2、および3（すなわち、正常(performing)、悪化(underperforming)、信用減損資産(credit-impaired financial assets))のすべての金融資産の予想信用損失の測定に目的適合性があります。つまりこれは、ステージ1の正常な金融資産でも12か月以内に信用損失の発生可能性が幾分あるからですが、ただし、可能性が低い場合には、キャッシュ不足額(または債務不履行時損失率)を算定しなければなりません。

.41 ITG は、このようなキャッシュ・フローを含めるために、企業は、資産の売却による債務不履行時の資産からキャッシュ・フローの回収を予想しなければならないと、そのため、金融資産を(法的および実務上の両方において)売却するか、あるいは、売却しない場合には認識の中止を達成するために金融資産を移転する意図と能力を有していなければならないと強調しました。企業の予想および仮定は、過度の費用および労力をかけずに入手可能な合理的で裏付け可能な情報に基づいて行わなければならないと述べました。

.42 PwC の見解: 資産が正常に該当しない場合、予想信用損失の測定において信用リスク管理活動をより緊密に反映させることができることから、このようなアプローチは歓迎されると考えられます。PwC は、このような売却からの予想収入については、予想信用損失の算定において金融資産の実効金利を用いて報告日まで割り引く必要があることに留意しています。

現在の実効金利の意味

.43 IFRS 第 9 号は、予想信用損失を現在の実効金利(またはその近似値)を用いて割り引くことを要求しています。本ペーパーは、変動利付金融資産に対する現在の実効金利が意味するのは何かに関して、ITG に見解を示すよう求めています。

.44 ITG は、国際会計基準(IAS)第 39 号のように、変動利付金融商品の実効金利がすべてのキャッシュ・フローについて金融商品の条件に基づき報告日に使用される現在の金利であるべきか、あるいは関連する将来のキャッシュ・フローに適用される現在のイールドカーブから導かれる金利とすべきかについて、IFRS 第 9 号は具体的に規定していないことに留意しました。しかし、ITG メンバーは、その経験上、金融商品の条件に基づき報告日に使用された現在の金利を適用する方がより一般的であることに留意し、IFRS 第 9 号の下でも継続されるであろうと述べました。

.45 ITG は、将来のキャッシュ不足の予想に使用する金利と、そのようなキャッシュ不足を割り引くために使用する実効金利は整合していることが重要であると強調しました。さらに、ITG は、予想信用損失の測定において、キャッシュ不足を割り引くために使用する実効金利は、金利収益を測定するために報告日時点で使用した金利と整合していなければならないと述べました。

.46 PwC の見解: 予想信用損失の算定において、すべての将来キャッシュ・フローに適用した金融商品の条件に基づく報告日に使用された現在の金利を用いることは、関連する将来キャッシュ・フローに適用した現在のイールドカーブから導かれた金利を用いるよりも、実務上、適用が容易です。

満期が12か月未満である金融資産の信用リスクの著しい増大の評価

.47 本ペーパーは、当初認識時に満期が12か月未満である金融資産について、12か月の予想信用損失の引当金の金額は、特定の一時点の全期間予想信用損失と同じになると指摘しています。本ペーパーは、このような状況において、企業が信用リスクの著しい増大について評価を要求されるか否かに関して、ITGに見解を示すよう求めています。

.48 ITGは、IFRS第9号には、満期を基礎にした具体的な例外が含まれていないため、信用リスクの著しい増大の評価が要求されることに合意しました。さらに、信用リスクの著しい増大の評価は、IFRS第7号の開示の要求事項に従う必要があります。

.49 PwCの見解: 報告日の予想信用損失の測定は信用リスクの著しい増大の評価による影響を受けませんが、その評価は、ステージ1およびステージ2の金融資産に関連する異なる信用状況に関する情報を財務諸表利用者に提供するため、財務諸表に対する注記の中で開示する必要があります。

信用減損金融資産の損失評価引当金の測定

.50 本ペーパーは、償却原価で測定され、信用が減損しているものの(ステージ3の金融資産)、購入または組成した信用減損金融資産ではない金融資産について、総額での帳簿価額および損失評価引当金(すなわち、予想信用損失)の測定を検討するよう、ITGに求めています。

.51 ITGは、信用減損金融資産について、IFRS第9号は以下について明確であると確認しました。

- (a) 総額での帳簿価額は、当初認識時に決定された当初の実効金利(または、変動金利の金融資産について金利収益の認識に用いられた報告日時点の実効金利)を用いて見積もられた契約上のキャッシュ・フローを割り引くことによって算定される。
- (b) 損失評価引当金は、当初認識時に決定された当初の実効金利を用いて予想されるキャッシュ不足、またはその近似値(もしくは、変動利率の金融資産の金利収益の認識に用いられた報告日時点の実効金利)を割り引くことによって算定される。

.52 PwCの見解: 信用が減損した金融資産についての金利収益は、信用が減損していない金融資産とは異なり、損失評価引当金の割引の巻き戻しを控除して認識されます。ただし、金利収益についてこの異なる取り扱いは、総額での帳簿価額または信用減損金融資産の損失評価引当金の算定方法に影響を与えません。

償却原価で測定された金融資産の損失評価引当金の表示

.53 本ペーパーは、企業が償却原価で測定された金融資産について貸借対照表の本体で損失評価引当金を独立表示することを要求されるかどうかを検討するよう、ITGに求めています。

.54 ITGは、その見解では、償却原価で測定された金融資産について貸借対照表の本体で損失評価引当金を独立表示する要求事項はないことを確認しました。ただし、企業の財政状態の理解にとって目的適合性があると判断される場合、このことが、企業が償却原価で帳簿価額合計の一部分として貸借対照表の本体に独立した表示科目として損失評価引当金を表示することを妨げるものではありません。

.55 PwCの見解: 損失評価引当金が貸借対照表の本体に独立表示されるか否かにかかわらず、IFRS第7号は、すべての金融資産について、財務諸表の注記において損失評価引当金の開示を要求しています。

次のステップ

.56 会議で提起された論点の大部分については概ね合意がなされており、これらの論点に関してさらなる措置は見込まれません。IASB は、公開目的のために会議の報告書を作成し、論点および関連する活動の要点の記録を保持する予定です。

.57 今回が、ITG の最後の会議になる可能性があります。ITG 会議の開催日時点で IASB が受け取ったすべてのコメントは、検討されており、適切な場合には ITG に提起されました。

.58 今後の ITG 会議の開催予定はありませんが、IASB は、ITG 会議を「安定的な討議の場(プラットフォーム)」と位置付け、企業が適用計画を進めることができるようにしたいと考えています。しかしながら、ITG は、そのまま残され、状況によって必要であれば今後も会議を開催する用意があります。利害関係者は、今後も引き続きウェブサイトを通じて IASB に適用上の論点を提出することができます。また、IASB は、各質問に対応する最も適切な手段について決定する予定です。

PwC は、IFRS 第 9 号の減損に関連する以下の資料を作成しています。

- [In depth INT2014-06](#) 「IFRS 第 9 号: 予想信用損失」
- [In depth INT2015-02](#) 「IFRS 第 9 号: 銀行業の予想信用損失に関する開示」
- [In depth INT2015-13](#) 「IFRS 第 9 号: 金融資産の減損-Q&A」
- [In transition INT2015-01](#) 「移行リソースグループが IFRS 第 9 号の減損に関する適用上の論点を議論-ITG が 1 回目の会議を開催」
- [In transition INT2015-02](#) 「移行リソースグループが IFRS 第 9 号の減損に関する適用上の論点を議論-ITG が 2 回目の会議を開催」

上記の資料の入手を希望される、あるいは本資料に関してご質問がある PwC のクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。

© 2016 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

In transition 11

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。